

6②、改正法附則1二十一、33②③、47②③、改正措令附則1七、18⑩⑪、28⑦、改正措規附則9④、12③)	<table><tr><th colspan="2">区 分</th><th>改 正 前</th><th>改 正 後</th></tr><tr><td rowspan="2">普通倉庫</td><td>多 階 建 て</td><td>床面積2,000㎡以上</td><td>床面積3,000㎡以上</td></tr><tr><td>平 屋 建 て</td><td>床面積1,000㎡以上</td><td>床面積1,500㎡以上</td></tr><tr><td colspan="2">冷 蔵 倉 庫</td><td>容 積 2,000 以上</td><td>容 積 3,000 以上</td></tr><tr><td colspan="2">貯 蔵 槽 倉 庫</td><td>容 積 4,500 以上</td><td>容 積 6,000 以上</td></tr></table>	区 分		改 正 前	改 正 後	普通倉庫	多 階 建 て	床面積2,000㎡以上	床面積3,000㎡以上	平 屋 建 て	床面積1,000㎡以上	床面積1,500㎡以上	冷 蔵 倉 庫		容 積 2,000 以上	容 積 3,000 以上	貯 蔵 槽 倉 庫		容 積 4,500 以上	容 積 6,000 以上	に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。
区 分		改 正 前	改 正 後																		
普通倉庫	多 階 建 て	床面積2,000㎡以上	床面積3,000㎡以上																		
	平 屋 建 て	床面積1,000㎡以上	床面積1,500㎡以上																		
冷 蔵 倉 庫		容 積 2,000 以上	容 積 3,000 以上																		
貯 蔵 槽 倉 庫		容 積 4,500 以上	容 積 6,000 以上																		
(23) 植林費の損金算入の特例（措法52、68の38、旧措法50）	○ 適用期限が平成19年3月31日まで2年延長されました。	—																			
(24) 鉱工業技術研究組合等に対する支出金の特別償却（旧措法52、68の39、改正法附則33②④、47②④、旧措令39の68）	○ 適用期限（平成17年3月31日）の到来をもって、この特別償却制度が廃止されました。	平17.4.1前に支出した費用又は負担金については、従来どおり適用されます。																			

Ⅲ 引当金・準備金制度に関する改正

○ 引当金・準備金制度について、次の改正が行われました。

改 正 事 項	改 正 の 内 容	適 用 時 期 等
(1) 海外投資等損失準備金（措法55④三・⑨⑩、68の43④三・⑧⑩、措令32の2⑬⑯⑰、39の72⑨⑩、改正法附則34①、48①、改正措令附則19①、29①）	○ 適格現物出資により外国法人である被現物出資法人（資源開発投資法人に該当するものを除きます。）に特定法人の株式等又は資源特定債権の全部又は一部を移転した場合には、海外投資等損失準備金を取り崩すこととされました。	平17.4.1以後に適格現物出資により外国法人である被現物出資法人に移転する特定法人の株式等又は債権について適用されます。
(2) 特定災害防止準備金（措法55の6①⑨、68の45①⑧）	○ 適用期限が平成19年3月31日まで2年延長されました。	—
(3) 特定都市鉄道整備準備金（旧措法56、68の47、旧措令32の9、39の75、旧措規21の6、22の48、改正法附則1二、34②、48②、改正措令附則1二、19②③、29②、改正措規附則1二、10①、13①）	○ 整備事業計画の認定期限（平成17年9月30日）の到来をもって、この準備金制度が廃止されます。	平17.10.1前に認定を受けた整備事業計画に係る特定都市鉄道整備準備金については、従来どおり適用されます。
(4) 電子計算機買戻損失準備金（措法57①、68の50①）	○ 適用期限が平成19年3月31日まで2年延長されました。	—
(5) 日本国際博覧会出展準備金（旧措法57の2、68の52、旧措令33の2、39の80、旧措規21の10、22の53、改正法附則34③、48③、改正措令附則19④、29③、改正措規附則10②、13②）	○ 適用期限（平成17年3月24日）の到来をもって、制度が廃止されました。	日本国際博覧会出展準備金を有する法人の平18.3.24を含む事業年度等以前の事業年度等の所得の金額の計算については、従来どおり適用されます。
(6) 使用済燃料再処理準備金（措法57の3、68の53、措令33の3、39の81、旧措法57の3、68の53、旧措令33の3、39の81、旧措規21の11、22の54、改正法附則1二十五、34④～⑫、48④～⑫、改正措令附則1十四、19⑤～⑦、29④、改正措規附則1十二）	○ 原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の制定に伴い、同法の特定実用発電用原子炉設置者等が使用済燃料の再処理等に要する費用の支出に充てるため、同法の規定により資金管理法に使用済燃料再処理等積立金として積み立てた金額に相当する金額以下の金額を損金の額に算入するという外部積立方式の制度に改組されました。 なお、この法律の施行の際現に使用済燃料がある特定実用発電用原子炉設置者が、その施行の日を含む事業年度開始の日以後15年以内の日を含む各事業年度において、資金管理法に積み立てた金額のうち使用済燃料再処理等積立金とみなされる金額に相当する金額以下の金額を損金の額に算入することとされました。	原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の施行の日以後に終了する事業年度等分の法人税について適用されます。 なお、同日において改正前の規定により積み立てた使用済燃料再処理準備金の金額を有す

		る場合には、同日を含む事業年度開始の日以後15年以内の日を含む各事業年度等において均等に取り崩して益金の額に算入することとされています。
(7) 保険会社等の異常危険準備金(措法57の5、68の55、措令33の5②、39の83②、改正措令附則15)	○ 損害保険会社等の火災保険等に係る準備金の特例積立率が4%(改正前は3%)に引き上げられました。	平17.4.1以後に開始する事業年度等分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度等分の法人税については従来どおり適用されます。
(8) 中小企業等の貸倒引当金の特例(措法57の9②、68の59②)	○ 公益法人等又は協同組合等の貸倒引当金の繰入限度額について、通常の繰入限度額の116%とする特例が、平成19年3月31日まで2年延長されました。	—
(9) 農用地利用集積準備金(措法61の2①、68の64①)	○ 適用期限が平成19年3月31日まで2年延長されました。	—

IV 資産譲渡の場合の課税の特例制度に関する改正

○ 資産譲渡の場合の課税の特例制度について、次の改正が行われました。

改 正 事 項	改 正 の 内 容	適 用 時 期 等
(1) 土地の譲渡等がある場合の特別税率(措法62の3④七・八・十一・十四、68の68④、措令38の4⑫三・⑬⑭⑮、旧措令38の4⑫三・⑬三、措規21の19②七・④、旧措規21の19②二ハ)	○ 適用除外となる土地等の譲渡の範囲について、次の改正が行われました。 イ 都市再生特別措置法の認定整備事業計画に係る一定の都市再生整備事業の認定整備事業者に対する土地等の譲渡で、その譲渡に係る土地等がその都市再生整備事業の用に供されるものが追加されました。 ロ マンションの建替えの円滑化等に関する法律のマンション建替事業の施行者に対する隣接施行敷地の譲渡について、その対象となる施行マンションに、土地収用事業等の施行によりいわゆる既存不適格建築物とされるものが追加されました。 ハ 土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者である区画整理会社に対するその区画整理会社の株主又は社員の有する土地等の譲渡が、適用除外の対象とされる次の土地等の譲渡から除かれました。 ① 一定の一団の宅地の造成を行う法人に対する土地等の譲渡 ② 宅地の造成につき開発許可を要しない場合において住宅建設の用に供される一定の一団の宅地の造成を行う法人に対する土地等の譲渡 ニ 一定の業務を行う民間都市開発推進機構に対する土地等の譲渡が、当該業務の適用期限(平成17年3月31日)の到来をもって除かれました。	本措置は、平10.1.1から平20.12.31までの間の土地の譲渡等については適用しないこととされています。
(2) 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例(措法64①三、68の70①、措令39⑥、改正法附則1二十三、35①、49①) (措法64②二、68の70②、措令39⑮二、改正措令附則1十、20①)	○ 適用対象から次のものが除かれました。 イ 土地区画整理法による土地区画整理事業(施行者が区画整理会社であるものに限ります。)の施行に伴い、その区画整理会社の株主又は社員である者が、その有する土地等に係る換地処分により一定の清算金を取得する場合 ロ 土地区画整理法による土地区画整理事業(施行者が区画整理会社であるものに限ります。)の施行に伴い、土地等が買い取られることとなったことにより、その土地の上にあるその区画整理会社の株主又は社員の有する資産につき、取壊し又は除去をしなければならなくなった場合において、その資産の損失につき補償金を取得する場合	都市再生法等一部改正法の施行の日以後に行う土地等の譲渡に係る法人税について適用され、同日前に行った土地等の譲渡に係る法人税については、従来どおり適用されます。 都市再生法等一部改正法の施行の日以後に補償金を取得する場合について適用され、同日前に補償金を取得した場合については、従来どおり適用されます。

(3) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除（措法65の4①十、68の75①、措令39の5⑩、措規22の5①十二、改正法附則35③、49③） （旧措法65の4①二、68の75①、旧措令39の5④、旧措規22の5①二ホ、改正法附則35②、49②） （旧措法65の4①十七、68の75①、旧措規22の5①二十二、改正法附則35④、49④） （旧措法65の4①十八、68の75①、旧措令39の5②⑥、旧措規22の5①二十三・②⑩、改正法附則35⑤、49⑤） （措法65の4①二十、68の75①、措令39の5③⑩、改正法附則1二十三、35⑥、49⑥） （措法65の4①三、68の75①、措令39の5⑦、改正措令附則1十、20②）	○ 適用対象に、地方公共団体又は一定の景観整備機構が景観計画に定められた景観重要公共施設の整備に関する事業の用に供するために、その景観計画の区域内にある土地等がこれらの者に買い取られる場合が追加されました。 ○ 適用対象から次のものが除かれました。 イ 地方公共団体が住宅又は生活関連施設の整備改善を図るために行う事業で一定のものの用に供するために土地等が買い取られる場合 ロ 日本道路公団法第19条第1項第5号に規定する施設の用に供するために土地等が日本道路公団に買い取られる場合 ハ 民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第14条第2項第4号に規定する道路となるべき区域内の一定の土地等が民間都市開発推進機構に買い取られる場合 ○ 土地区画整理法の改正に伴い、適用対象から次のものが除かれました。 イ 土地区画整理法による土地区画整理事業（その施行者が区画整理会社であるものに限ります。）が施行された場合において、その区画整理会社の株主又は社員である者が、その有する土地等の上に存する建物等が建築基準法第3条第2項に規定する建築物等に該当していることにより、その土地等につき換地が定められなかったことに伴い清算金を取得する場合 ロ 一団の宅地の造成が土地区画整理法による土地区画整理事業として行われる場合で、その土地区画整理事業（施行者が区画整理会社であるものに限ります。）の施行に伴い、その区画整理会社の株主又は社員である者の有する土地等がその区画整理会社に買い取られる場合	平17.4.1以後に行う土地等の譲渡に係る法人税について適用されます。 平17.4.1前に行った土地等の譲渡に係る法人税については、従来どおり適用されます。 都市再生法等一部改正法の施行の日以後に行う土地等の譲渡に係る法人税について適用され、同日前に行った土地等の譲渡に係る法人税については、従来どおり適用されます。
(4) 農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除（措法65の5①三、68の76、措規22の6④六、改正法附則1二十四、35⑦、49⑦）	○ 適用対象に、農業振興地域の整備に関する法律の農用地区域内にある一定の土地等を農業経営基盤強化促進法に規定する勧告に係る協議により、その勧告を行った市町村の長がその協議を行う者として定めた特定農業法人に譲渡した場合が追加されました。	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行の日以後に行う土地等の譲渡に係る法人税について適用されます。
(5) 特定の資産の買換えの場合の課税の特例（措法65の7①十四、68の78①十二、措令39の7⑨⑩、39の106②③、措規22の7⑧八、22の69⑥八、改正措令附則1六、20③、30） （措法65の7①十六、68の78①十四、措令39の7⑩、39の106⑦、措規22の7④⑧十一・十二、22の69②⑥十一・十二、旧措法65の7①十六、68の78①十四、改正法附則1二十四、35⑧～⑩、49⑧⑨）	○ 既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物の建築のための買換えに係る措置について、特定民間再開発事業の範囲に、都市再生特別措置法の認定整備事業計画に係る都市再生整備事業が追加されました。 ○ 農用地区域等内の土地等の買換えに係る措置につき、次の改正が行われました。 イ 農業経営基盤強化促進法の認定に係る特定農用地利用規程に定める特定農業法人（以下「特定農業法人」といいます。）の譲渡資産は、農用地区域等内にある土地等のうち、その特定農用地利用規程に定められた農用地利用改善事業の実施区域外にある土地等で、農業振興地域の整備に関する法律に規定するあつせんその他一定の手続により譲渡される土地等に限ることとされました。 ロ 特定農業法人の買換資産は、農用地区域等内にある土地等のうち、特定農用地利用規程に定められた農用地利用改善事業の実施区域内にある土地等に限ることとされました。	都市再生法等一部改正法附則第1条ただし書に規定する日（平17.4.27）以後に行う資産の譲渡に係る法人税について適用され、同日前に行った資産の譲渡に係る法人税については、従来どおり適用されます。 平17.4.1以後に行う資産の譲渡に係る法人税について適用され、同日前に行った資産の譲渡に係る法人税については、従来どおり適用されます。 同 上

	ハ 特定農業法人の買換資産に、農業経営基盤強化促進法第27条の3に規定する勧告に係る協議により取得する農用地区域等内にある土地等が追加されました。	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行の日以後に取得する資産について適用されます。
(6) 認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の課税の特例(措法65の13①、68の84①)	○ 適用期限が平成19年3月31日まで2年延長されました。	—

V 税 額 の 計 算 に 関 す る 改 正

1 教育訓練費の額が増加した場合の法人税額の特別控除制度の創設

〔創設された制度の概要〕

この制度は、次に掲げる2つの仕組みから構成されています。

イ 増加教育訓練費の税額控除制度

この制度は、青色申告書を提出する法人（以下「青色申告法人」といいます。）の平成17年4月1日から平成20年3月31日までの間に開始する各事業年度（設立事業年度等を除きます。ロにおいて同じ。）の損金の額に算入される教育訓練費の額(注)が比較教育訓練費の額を超える場合には、その超える部分の金額の25%相当額を法人税額から控除するというものです（措法42の12①）。

なお、控除を受ける金額は、当該事業年度の所得に対する法人税額の10%相当額が限度となります。

(注) 教育訓練費に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、その金額を控除した金額となります（以下同じ。）。

ロ 中小企業者等の教育訓練費の総額に係る税額控除制度

この制度は、青色申告法人である中小企業者に該当する法人又は農業協同組合等について、上記イの増加教育訓練費の税額控除制度の適用を受けることに代えて、平成17年4月1日から平成20年3月31日までの間に開始する各事業年度の損金の額に算入される教育訓練費の額の総額に一定の税額控除割合を乗じて計算した金額を法人税額から控除するというものです（措法42の12②）。

なお、控除を受ける金額は、当該事業年度の所得に対する法人税額の10%相当額が限度となります。

これらの制度の概要は、次のとおりです。

(1) 増加教育訓練費の税額控除制度

イ 適用対象となる教育訓練費の範囲

この制度の適用対象となる教育訓練費とは、法人がその使用人（その法人の役員と特殊の関係のある者及び使用人兼務役員を除きます。）の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用で、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次のものをいいます（措法42の12③二、措令27の12③、措規20の5の3①～③）。

区 分	対 象 と な る 教 育 訓 練 費
① 法人がその使用人に対して教育、訓練、研修、講習その他これらに類するもの（以下「教育訓練等」といいます。）を自ら行う場合	- 教育訓練等のために講師又は指導者（その法人の役員又は使用人である者を除きます。）に対して支払う報酬、旅費などの費用及び専門的知識を有する者に対して支払う教育訓練等に関する計画又は内容の作成の委託費用 - 教育訓練等のための施設、設備その他の資産の賃借費用及びコンテンツの使用料
② 法人から委託を受けた他の者（その法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含みます。）が教育訓練等を行う場合	教育訓練等のために当該他の者に対して支払う費用
③ 法人がその使用人を他の者が行う教育訓練等に参加させる場合	授業料、受講料、受験手数料その他の当該他の者が行う教育訓練等に対する対価として支払うもの
④ 法人が教育訓練等の用に供する教科書その	教科書等の教材の購入に要する費用又はその製